

等持節以備法賀奉迎三國夾衛兵仗肅整容儀警蹕前驅奄然而至於是男大迹天皇晏然自若踞坐胡床齊列陪臣既如帝座持節使等由是敬憚傾心委命冀盡忠誠然天皇意裏尙疑久而不就適知河內馬飼首荒籠密奉遣使具述大臣大連等所以奉迎本意留二日三夜遂發甲申天皇行至樟葉宮二月甲午大伴金村大連乃跪上天子鏡劍璽符再拜男大迹天皇謝曰子民治國重事也寡人不才不足以稱願請廻慮擇賢者寡人不敢當大伴大連伏地固請男大迹天皇西向讓者三南向讓者再大伴大連等皆曰臣伏計之大王子民治國最宜稱臣等爲宗廟社稷計不敢忽幸藉衆願乞垂聽納男大迹天皇曰大臣大連將相諸臣咸推寡人寡人敢不乖乃受璽符是日卽天皇位

〔神皇正統記繼體〕應神第八の御子隼總別の皇子その子大迹王其子私斐王其子彥主人王その子男大迹王と申は此天皇にまします略○中越前國にましくけり武烈かくれ給ふて皇胤たえにしかば群臣うれへなげきて國々にめぐりちかき皇胤をもとめ奉りけるに此天皇王者の大度まして潜龍のいきほひ世々にこえ給ひけるにや群臣相議てむかへたてまつり三たびまで謙讓し給ひけれど終に位に卽給ふ略○中卽位し給ひしよりまことに賢王にましくき應神御子おほくきこえ給ひしに仁德賢王にて傳へましかど御すゑたえにき隼總別の御末かく世をたもたせ給ふ事いかなるゆゑにかおぼつかなし略○中此天皇のたち給ひし事を思ひのほかなる御運と見え侍る但皇胤たえぬべかりし時群臣はからひもとめたてまつりて賢名によりて天位を傳へ給へり天照大神の御本意にこそと見えたれ皇統に其人ましまさん時は賢儲王おはすともいかでか望みをなし給ふべき皇胤たえ給はんにとりては賢にて天日嗣にそなはり給はむ事則又天のゆるす所なり此天皇をば我國中興の祖宗とあふぎたてまつるべきものか

○按ズルニ本書ニ繼體天皇ヲ以テ隼總別皇子ノ裔トセルハ誤ナリ釋日本紀ニ上宮記ヲ引キテ其系統ヲ正セリ卽チ左ノ如シ、一